

# 報 道 資 料

平成23年12月27日  
 総務部人事課  
 (内線 2103)  
 議会事務局議会総務課  
 (内線 6110)

## 職 員 の 懲 戒 処 分 に つ い て

このことについて、下記のとおり処分の発令をした。

### 記

#### (1) 市税徴収における延滞金着服事件に係る管理監督責任等

所属・補職	旧所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
総務部長 事務職員		60	H23.12.27	減給10分の1 2月	上司としての管理監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
市民生活部長 事務職員		58	H23.12.27	減給10分の1 1月	上司としての管理監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
税務室長 事務職員		57	H23.12.27	減給10分の1 3月	上司としての管理監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
滞納整理課長 事務職員		56	H23.12.27	減給10分の1 2月	業務上の管理責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
債権整理課長 事務職員		54	H23.12.27	減給10分の1 1月	業務上の管理責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
滞納整理課長補佐 事務職員		57	H23.12.27	減給10分の1 1月	業務上の管理責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
滞納整理課長補佐 事務職員		54	H23.12.27	減給10分の1 1月	業務上の管理責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
総合政策部長 事務職員	総務部長 H21.4月～H22.9月	58	H23.12.27	減給10分の1 4月	上司としての管理監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
国保年金課長 事務職員	滞納整理課長 H22年度	57	H23.12.27	減給10分の1 2月	業務上の管理責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
保護第一課長補佐 事務職員	滞納整理課長補佐 H22年度	59	H23.12.27	減給10分の1 1月	業務上の管理責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
大宮児童館長 事務職員	滞納整理課長補佐 H21年度	60	H23.12.27	減給10分の1 1月	業務上の管理責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
下水道総務課長補佐 事務職員	滞納整理課長補佐 H21年度	56	H23.12.27	減給10分の1 1月	業務上の管理責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号

鼓阪人権文化センター所長 事務職員	滞納整理課長補佐 H20年度	59	H23.12.27	減給10分の1 2月	業務上の管理責任を問う。 また、発注した領収印の支払処理における不適正な事務処理を見過ごした	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
北部出張所長補佐 事務職員	納税課長補佐 H19年度	60	H23.12.27	減給10分の1 1月	業務上の管理責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
環境清美工場長補佐 事務職員	納税課主査 H19年度	59	H23.12.27	減給10分の1 1月	業務上の管理責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
長寿福祉課 (再任用職員) 事務職員	税務室長 H22.10月～H23.3月	60	H23.12.27	減給10分の1 3月	上司としての管理監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
広報広聴課 (再任用職員) 事務職員	税務室長 H19年度	63	H23.12.27	減給10分の1 3月	上司としての管理監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
障がい福祉課 (再任用職員) 事務職員	納税課主査 H19年度 滞納整理課長補佐 H20・H21年度	61	H23.12.27	減給10分の1 1月	業務上の管理責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
議会総務課 事務職員	滞納整理課 H20年度	51	H23.12.27	減給10分の1 1月	上司の指示により納税課と同様の領収印を発注し、滞納整理課で支払いできるような支払関係書類を作成した	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号

(2) その他

所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
収集課 技能職員	35	H23.12.27	減給10分の1 6月	勤務時間中に上司に暴言を浴びせるなど職場を混乱させた	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号
収集課 技能職員	46	H23.12.27	戒告	ごみ収集作業車両の後部につかまり乗車し、警ら中の奈良警察署員に発見された	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号
収集課 業務職員	47	H23.12.27	戒告	ごみ収集作業車両の後部につかまり乗車し、警ら中の奈良警察署員に発見された	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号
収集課 業務職員	33	H23.12.27	戒告	ごみ収集作業車両の後部につかまり乗車し、警ら中の奈良警察署員に発見された	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号